

65歳以上の方の介護保険料が変わります

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 (内線 121・125)

介護保険制度とは

平成12年4月から実施された制度で、急速に進行する少子高齢化により介護の担い手は家族だけではなく「社会全体で対応しよう」というもので、健康保険・年金保険・雇用保険・労災保険に次ぐ社会保険となりました。また福祉制度としての介護サービスはありましたが、介護保険制度では市による措置(行政処分)から利用者がサービスを選択し事業者との契約で利用できるように移行しました。

介護保険の仕組み

介護保険の被保険者(保険加入者)は、現在40歳以上の日本国内に住所を有する方で、65歳以上の方を「第1号被保険者」、40歳から64歳までの方を「第2号被保険者」と区分しています。保険料の徴収では、第1号被保険者は老齢年金などから天引きされる場合(特別徴収)と市が個別に徴収する場合(普通徴収)に分かれます。

介護保険の財政状況

第2号被保険者は、医療保険(健康保険)者が徴収しており、一括して国の基金に集められた後、市に交付されます。介護保険制度では、介護給付費所要額(要介護認定を受けた方が介護サービスを利用した費用)のうち、1割を利用者が負担し、残りの9割を保険料(第1号被保険者19割、第2号被保険者31割)と公費(国25割、県12.5割、市12.5割)で半分ずつ負担する仕組みとなっています。

介護保険料の見直し

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直すことになっています。どのくらいの人がどれだけのサービスを利用し、そのためのサービスをどのように確保して、それを運営するためにはどのくらいの保険料が必要かを検討して、第3期介護保険事業計画(平成18年度)を策定し、保険料を

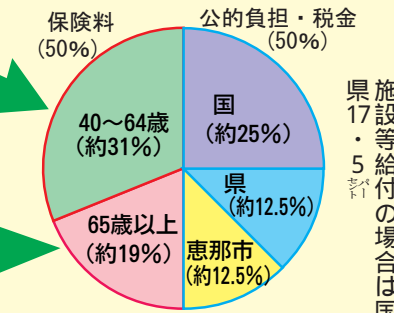
保険料の流れ

恵那市介護保険特別会計
(H18年度介護給付費約33億円)



(第2号被保険者)
40～64歳

(第1号被保険者)
65歳以上

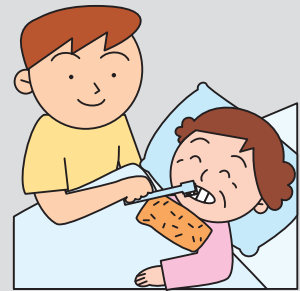


施設等給付の場合は国20割、県17.5割

今回保険料が変わる方です。所得などに応じて7段階の保険料があり、3年ごとに見直します。

介護事業の流れ

サービス利用者



要支援1・2、要介護1～5までの介護が必要な程度に応じてサービスが受けられます。

介護給付費の1割負担
別途、居住費・食費が必要です。

1割負担

サービス

主な介護サービスの概要

	広域型サービス	地域密着型サービス
予防給付	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービス 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所 介護予防福祉用具貸与など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型介護予防サービス 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護など
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス 訪問介護 通所介護 短期入所 福祉用具貸与など 施設サービス 特別養護老人ホーム 老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護など

表2 地方税法の改正による保険料段階変動に対する経過措置

税制改正により保険料が一度に大きく変わらないよう緩和措置が設けられる対象者	平成18年度		平成19年度	
	負担割合	年間保険料	負担割合	年間保険料
第4段階 緩和対象者	下記以外の方			
	1.00	41,200円	1.00	41,200円
	0.66	27,100円	0.83	34,100円
	0.83	34,100円	0.91	37,400円
第5段階 緩和対象者	下記以外の方			
	1.25	51,500円	1.25	51,500円
	0.75	30,900円	1.00	41,200円
	0.91	37,400円	1.08	44,400円
	0.91	37,400円	1.08	44,400円
	1.08	44,400円	1.16	47,700円

表1 平成18～20年度の介護保険料

段階	対象者の概要	負担割合	年間保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方または生活保護受給者の方	0.30	12,300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	20,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階の対象者に該当しない方	0.70	28,800円
第4段階(基準)	本人が市町村民税非課税の方(第1～第3段階を除く)	1.00	41,200円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	1.25	51,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	61,800円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	1.75	72,100円

平成18年度の介護保険料は、6月下旬にお知らせします。

定めました。(表1) 今回の保険料の見直しは、所得の低い方の負担を抑え、各被保険者の所得状況に応じた設定になっています。さらに地方税法の改正により保険料が上昇する場合には、緩和措置が設けられています。(表2) なお平成20年度は、本来の保険料(表1)となります。